

公益社団法人千葉県国民健康保険直営診療施設協会会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人千葉県国民健康保険直営診療施設協会（以下「本会」という。）定款第7条の規定に基づき、会員が本会に納付すべき会費について定めるものとする。

(会費の額)

第2条 正会員の会費の額は、別表の施設割と病床割の合計額（診療所は施設割の額）とする。

また、特別会員及び賛助会員の会費は、下記のとおりとする。

特別会員 年額 10,000円

賛助会員 年額 5,000円

(会費の不返還)

第3条 定款第8条に規定するとおり、既に納入した会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(会費算定期日)

第4条 会費算定の期日は、当該年度の4月1日現在とする。

(会費の調整)

第5条 年度の当初において会員の施設が、次の各号のいずれかに該当することが既に明らかになっている場合の当該年度の会費の額は、別に定める基準に従い次の各号に該当する以前の期間と該当した後の期間ごとに、第2条の規定に準じて計算して得た金額を合算した額とすることができる。

(1) 年度の途中で病院を廃止し、引き続き国民健康保険診療所を開設し運営することが明らかになっている場合

(2) 年度の途中で病院の病床数を大幅に減少することが明らかになっている場合

2 会員が年度の途中で入会した場合の会費の額は、年額を12ヶ月で除した額に未経過月数（1ヶ月未満の月数は、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額とし、当該金額に円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

3 会員が年度の途中で退会し又は除名された場合であってもその年度の会費は、これを納付しなければならない。

(納期)

第6条 正会員の納期は毎年4月、7月、10月、1月の各月の末日までに分割納付するものとする。ただし、新たに会員となった者の会費の第1回の納期は入会月の末日とする。

また、特別会員及び賛助会員の納期は、4月末日までとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、会費の徴収に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
(平成25年3月21日理事会議決)
(平成25年3月21日総会決議)

なお、従前の社団法人千葉県国民健康保険直営診療施設協会会費規程は、本規程の制定をもって廃止する。

- 2 病床別会費算定における病床数については、550床を超える施設にあつては、当分の間、550床とみなす。
- 3 病床数は、当該施設の許可病床数とする。ただし、当分の間、管理者から申請のあつた場合には、稼動病床数をもって会費調停の病床数とすることができる。
- 4 会費の納入に関し、振込み手数料がかかる施設にあつては、その額を差し引いて支払うことができるものとする。

別表

区 分		基本会費（年額）	病床別会費（年額）
診 療 所		240,000円	
病院	50床まで	1,000,000円	1床あたり 4,500円×稼動病床数 550床をもって上限とする。
	51床から100床まで	1,100,000円	
	101床から200床まで	1,200,000円	
	201床以上	1,300,000円	

会費算定の調整に関する細則

(総則)

第1条 公益社団法人千葉県国民健康保険直営診療施設協会会費規程（以下「規程」という。）第5条第1項の規定に基づく会費の調整については、この細則により取り扱うものとする。

(会費の算定)

第2条 規程第5条第1項第1号に該当する会員の当該年度の会費の額は、次の各号により計算して得た額を合算した金額とし、当該金額に円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(1) 会員の施設が病院として設置されている期間については、当該年度の4月1日現在の会費の年額を12ヶ月で除した額に、4月1日から病院を廃止するまでの月数（1ヶ月未満の月数は、これを切り上げる。）を乗じて得た金額

(2) 診療所として設置される予定の期間については、診療所の会費の年額を12ヶ月で除して得た額に、開設予定の日から当年度の3月31日までの月数（1ヶ月未満の月数はこれを切り捨てる。）を乗じて得た金額

2 規程第5条第1項第2号の規定に該当する病院は、4月1日現在の病床数（会費算定の対象となる病床数に限る。）を年度の途中で50パーセント以上又は50床以上減少する予定の病院とし、当該年度の会費の額は、次の各号により計算して得た額を合算した金額とし、当該金額に円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(1) 病院の施設割の会費の年額

(2) 4月1日現在の病床数を減少する予定の期日までの期間については、当該病床による病床割の会費の年額を12ヶ月で除した額に、4月1日から病床を減少するまでの期間の月数（1ヶ月未満の月数は、これを切り上げる。）を乗じて得た金額

(3) 病床を減少した月から当年度の3月31日までの期間については、減少後の病床数による病床割の会費の年額を12ヶ月で除した額に、その期間の月数（1ヶ月未満の月数は、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額

(決定)

第3条 前条の規定による会費の算定は、該当する会員の申請に基づき、理事会の議を経て、会長が決定する。

(申請手続)

第4条 第2条の規定による会費の算定を受けようとする会員は、会長が定める期限までに、別紙様式「会費調整に関する申請書」に、規程第5条第1項の各号に該当すること及びその予定時期を明らかにする資料を添付して、会長に申請するものとする。

(改廃)

第5条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て、会長が行う。

附 則

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
(平成25年3月21日理事会議決)

なお、従前の会費算定の調整に関する細則は、本細則の制定をもって廃止する。

年度会費算定の調整に関する申請書

年 月 日

公益社団法人千葉県国民健康保険直営診療施設協会会長 様

(申請者)

所在地

施設名

施設長

TEL

印

年度の直診協会会費について調整していただきたく申請いたします。

1 年 4 月 1 日現在の施設状況

施設の名称									特記事項
病 床	種 類	一般 病床	療養病床		精神 病床	結核 病床	感染 病床	合計 (A)	
	病床数		医療型	介護型					
経営形態		○市町村等自治体の直営 ○指定管理者制度 ○その他 ()							

2 年度途中での会費調整の該当事由とその時期

(1) 申請事由	○ 病院を診療所に変更 ○ 病床数を大幅に減少
(2) 該当事期	年 月 日

3 変更後の施設状況

施設の名称 (変更される場合に記入)										
病 床	種 類	一般 病床	療養病床		精神 病床	結核 病床	感染 病床	合計 (B)	削減数 B - A	削減 割合 A / B
	病床数		医療型	介護型				床	△ 床	△ %
経営形態		○市町村等自治体の直営 ○指定管理者制度 ○その他 ()								
特記事項										

正会員入会申込書

1. 施設の名称

2. 開設者（市町村長）氏名
（生年月日）（明・大・昭 年 月 日）

管理者（院長・所長）氏名
（生年月日）（明・大・昭 年 月 日）

3. 施設の所在地（〒 — — ）

（電話 — — FAX — — ）

4. 施設の開設年月日 年 月 日

5. 施設の状況

病 床 数						
一般	療養病末		精神	結核	感染	合計
	医療型	介護型				

職 員 数								
医師	歯科 医師	薬剤師	看護師	歯科 衛生士	その他 技術員	事務 職員	その他 職員	合計

公益社団法人千葉県国民健康保険直営診療施設協会に入会を申し込みます。

年 月 日

公益社団法人千葉県国民健康保険診療施設協会
会 長 岩 田 利 雄 様

申込者（開設者）

印

申込者 { 管理者（病院長・診療所長） }

印

退 会 届

施設の名称

住 所（〒 — ）

（電話番号 ）

このたび、下記事由により退会いたしたく、ここに届出いたします。

記

年 月 日

公益社団法人千葉県国民健康保険診療施設協会
会 長 岩 田 利 雄 様

届出者（開設者）印

届出者 {管理者 (病院長・診療所長)}印